

暑中お見舞い申し上げます

● 今月の経営チェックポイント

- 個人事業税の第1期分の納付は8月31日(月)迄です。
- 個人住民税普通徴収税額第2期分の納付は8月31日(月)迄です。
- 8月、9月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 8月15日(月)～16日(火)当事務所はお盆休みとさせていただきます。

● 着眼点

備老後の資金

税理士 田中 彰

日本の65歳以上人口は4人に1人となり健康保険や年金など社会保障の見直しに着手せざるをえない状況になっています。「老後は年金があるのでお金の心配は無用」とは言えない時代がやってきました。では、どうすればいいのでしょうか？絶対に良い方法は無いかも知れませんが、現実を認識し少しでも早く対策を考える事が重要ではないでしょうか。

最近の日本経済新聞の記事では老後の資金として、65歳持ち家の夫婦が95歳まで生きる場合、1億680万円(月28万円×12カ月×30年+予備費1人300万円×2人)、ゆとりある生活を求めるなら1億3200万円(月35万円×12カ月×30年+予備費1人300万円×2人)が必要と試算されていました。生活スタイルは様々で一概には言えませんが、ひとつの指標と見た場合、この金額を賄えるだけの収入を確保しなければなりません。

収入について、まず年金が充分あればいいのですが、例えば個人自営業者の場合には夫婦の基礎年金が13万円なので4212万円(13万円×12カ月×30年×0.9)の収入となり6468万円、ゆとりを求めるならば8988万円が不足すると試算されます。65歳までにこれだけの貯金をするか、または自営業者の場合には定年が無いので元気に働ければ不足分を補えることにもなるでしょう。

また持家の場合リバースモーゲージという融資制度を活用して老後の資金を捻出する方法もあります。しかし家賃が必要な場合や将来有料老人ホームに入居を希望される場合などはさらに資金確保が必要になります。

● 新入社員ご挨拶

お電話等でお話させていただいているお客様にはご挨拶をしておりますが、4月に入社いたしました、井上友佳子と申します。

昨今、「女性の活用」という言葉をよく耳にしますが、現実には育児中の者にとって、ワークライフバランスを達成するための課題は多くあると実感しております。

これまで、飲食業や建設業など、いくつかの業種に携わってまいりました。皆様方のお仕事を実際に経験していることで、お役に立つ機会もあるかと思えます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(文責 井上 友佳子)

● 患者申出療養制度について

平成28年4月から患者申出療養制度がスタートしています。

これは、海外では承認されているのに日本では未承認の薬や療法などを使用したい等、困難な病気と闘う患者さんの思いに応えるため、患者からの申し出を起点とする新たな仕組みです。

患者申出療養にかかる費用は先進医療と同様に、全額自己負担ですが、それ以外の通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用は保険適用できます。

混合診療の場合は全額本人負担なので、共通部分だけでも保険適用できれば負担は軽くなります。

未承認ということは、効果が確認できていないという事ですが、日本の場合は時間がかかるという面もあります。多様化の時代ですね。

(文責 渡辺 晶子)

● 贈与税の配偶者控除について

居住用不動産又は居住用不動産の取得資金を夫婦間で贈与した場合に配偶者控除制度の適用を受けることができます。

◆ 配偶者控除制度の適用要件

- ① 夫婦の婚姻期間が20年以上であること。
- ② 贈与を受けるものが、日本国内にある居住用不動産であるか若しくは居住用不動産の取得をするための資金であること。
- ③ 贈与を受けた翌年の3月15日までに、その居住用不動産に住むこと、またその後も住み続ける見込みがあること。(住民票を移さなければなりません。)

◆ 配偶者控除制度の内容

・ 控除額の限度額は2,000万円(基礎控除とは別枠ですので、合わせると2,110万円まで控除可能です。)

(贈与を受けた不動産の価格及び贈与を受けた不動産取得のための金額と2,110万円のいずれか少ない方の金額が控除額になります。)

- ・ 同一の配偶者からの贈与は、金額にかかわらず1回のみしかこの制度は適用を受けられません。
- ・ 贈与税の配偶者控除の場合は、相続税申告時の相続開始前3年以内の贈与財産の加算対象にはなりません。

この制度の適用を受けるためには、贈与を受けた翌年の3月15日までに一定の必要書類を添付して贈与税申告書を税務署に提出しなければなりません。

(文責 田中 恵子)